

平成28年10月27日

富士川町長 志 村 学 殿

富士川町水道料金等審議会
会 長 杉 田 洋 一

富士川町水道料金等改定について（答申）

平成28年6月15日付け富士水上第308号で、諮問がありましたことについて、平成28年6月15日より計5回にわたり審議会を開催し、慎重に審議を行った結果、当審議会としての意見を集約したので、下記のとおり付帯意見を添えて答申する。

記

- ・業務の見直しをさらに積極的に推進し、一層のコスト縮減を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。
- ・今後の水道料金及び下水道使用料の見直しについては、利用者負担の増加を必要最小限度になるよう社会情勢の変化や水道事業の経営状況等の変動を勘案した時期において審議会を開くこと。
- ・料金改定について利用者に周知するとともに、各事業に対する理解が更に深まるよう事業の概要や経営状況についても積極的に情報提供を行うこと。

答 申 書

本審議会では、住民生活や社会経済活動に欠かすことのできないライフラインである水道事業が、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう、水道事業の現状、料金の仕組みと財政状況、今後の見通し等について、住民生活に与える影響を十分に考慮しつつ議論を重ね、慎重かつ詳細に審議を行った。

また、簡易水道事業及び下水道事業については、特別会計ではあるが一般会計からの繰入金が必要の半分程度を占めており、水道事業と同様に財政状況及び今後の見通し等を熟慮し、料金及び使用料改定について慎重に審議を行った。

その結果、利用者負担の増加と適正な料金のあり方について、次のとおり意見集約がされたので答申する。

(1) 富士川町水道料金の改定について

<答申>

- ・水道料金は、今後の水道事業財政状況等を考えた場合、現行水道料金に一律20%を乗じた料金改定が必要と考えるが、利用者の負担増を考慮し、段階的に料金改定を行うことが望ましい。
- ・第一段階として、平成29年度から別紙1、「水道料金表(案)」のとおり、一律10%の料金改定を実施することが望ましい。
- ・第二段階の料金改定等の内容については、料金改定2年後の平成31年度に審議会を開催し、改めて審議することが望ましい。

<審議経過>

水道事業については、給水人口の減少等の理由により、将来的な使用料の増収は期待できないことから平成29年度以降は、収益的収支が赤字となる見込みである。計画に基づく水道施設更新や修繕等の資本的収支に対して補てん財源を充当していくと、平成34年度において補てん財源がマイナスとなり深刻な財政状態に陥る見通しである。こうした状況を回避し平成34年度時点においても一定の補てん財源を確保できる状況にするためには、現行水道料金に一律20%を乗じた料金改定を行い、収益的収支を改善する必要がある。

一方で料金改定については急激な利用者の負担増加を緩和するため、平成29年度に一律10%の料金改定を行い、改定3年後の平成32年度に残りの10%の料金改定を行いたいとの提案がなされた。

既存施設の整理統合などの企業努力を行ったとしても老朽化等による施設の更新は、避けられないものであり、給水人口の減少等による、料金収入の増収も見込めないことから料金改定はやむを得ないとの結論に至った。

料金改定の時期及び改定率については、平成29年度に現行水道料金に一律10%を

乗じた料金改定を実施することが望ましいが、その後の料金改定等については、平成31年度に審議会を改めて開催し、審議をすることが望ましいとの結論に至った。

<答申>

- ・現在、簡易水道料金は、各簡易水道の料金が全て異なっているが、上水道を含めた水道水を作る費用に大きな差がないため、富士川町内における水道料金は、同一の料金体系とすることが望ましい。
- ・簡易水道料金の改定については、段階的に改定を行うこととし、第一段階として平成29年度に別紙2、「簡易水道料金表（案）」のとおり、改定することが望ましい。
- ・平成29年度以降の料金改定については、2年毎に審議会を開催し、料金改定の審議を行い平成33年度に富士川町内の水道料金が同一の料金体系となることが望ましい。

<審議経過>

簡易水道事業については、各簡易水道において水道料金が設定されているため、料金体系が異なっているが、水道水を作る費用については上水道と大きな差がないことから、料金改定を行うことにより、富士川町内の水道料金を同一の料金体系としたいとの提案がなされた。

その内容は、平成29年度に上水道料金改定後の金額に合わせる料金改定を行い、同じく平成32年度でも同額の料金改定を行いたいとの提案があった。

簡易水道事業については、水道料金だけの経営は、困難であり、特別会計として町からの繰入金が無いと成り立たない事業であることから、町の負担を軽減するという意味合いからも水道料金の料金改定はやむを得ないとの結論に至った。

しかし、上水道料金と同一料金に改定を行うことは、大幅な改定率になる簡易水道もあることから、利用者の負担が大きすぎるとの意見が出され、事務局に対して料金の段階的な引き上げ回数を増やし、利用者の負担軽減が図れる修正案の提出を求めた。

再提出された修正案は、二段階の料金引き上げ回数を三段階に増やし、第一段階で各簡易水道間の料金格差を解消する改定を行い、第二段階で簡易水道料金の統一を行い、第三段階で上水道料金と同一料金にするものであった。

この修正案を審議した結果、料金改定の時期及び改定額については、平成29年度に別紙2、「簡易水道料金表（案）」のとおり、料金改定を実施することが望ましいが、その後の料金改定等については、2年毎に審議会を開催し、改めて審議をすることが望ましいとの結論に至った。

(2) 富士川町簡易水道加入金の改定について

<答申>

・簡易水道加入金は、平成29年度から別紙3、「簡易水道加入金(案)」のとおり実施することが望ましい。

<審議経過>

上水道と同額の加入金改定案と口径別体系案が示された。新規加入者にとっては負担増になるが、加入金については県内水道事業の金額と比較して同水準なので、改定は妥当と考えられる。

(3) 富士川町下水道使用料の改定について

<答申>

・下水道使用料は、国の指針である単価目標に近づけるため、水道事業と同じく段階的な料金改定とすることが望ましい。

・下水道使用料の改定については、第一段階として平成29年度に別紙4、「下水道料金表(案)」のとおり、改定することが望ましい。

・第二段階の料金改定等の内容については、料金改定2年後の平成31年度に審議会を開催し、改めて審議することが望ましい。

<審議経過>

下水道事業については、国が示す使用料単価150円を目標として使用料の改定を進めていかなければならないが、富士川町の使用料単価は平成27年度末時点において、101円となっていることから、第一段階として上水道料金と同時期に使用料金の改定を行いたいとの提案がなされた。

下水道事業については、現在投資が行われている状況の中で、使用料だけの経営は困難であり、特別会計として町からの繰入金が無いと成り立たない事業であることから、町の負担を軽減するという意味合いからも使用料の料金改定はやむを得ないとの結論に至った。

また、使用料改定の時期及び改定額については、平成29年度に別紙4、「下水道料金表(案)」のとおり、料金改定を実施することとし、その後の料金改定等については、水道事業と同じく平成31年度に審議会を改めて開催し、審議をすることが望ましいとの結論に至った。